

薬生発0507第11号
令和元年5月7日

各
〔
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生局長
〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する
省令等の施行について

元号を改める政令（平成31年政令第143号）が平成31年4月1日に公布され、同年5月1日から施行されたことに伴い、元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第1号。以下「改正省令」という。）及び大麻取締法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省・農林水産省令第1号）（以下併せて「改正省令等」という。）が5月7日に公布され、同日から施行されました。

このうち、当局所管の省令の改正の概要等は下記のとおりですので、当該事項について御了知いただくとともに、それぞれの事項について、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 当局関連の省令の改正の概要

改元に伴い、次に掲げる厚生労働省令により定められた様式中の「平成」の語句を「令和」に改める等必要な改正を行ったものであること。

- 覚せい剤取締法施行規則（改正省令第7条第4号関係）
- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（改正省令第7条第21号関係）
- 薬剤師法施行規則（改正省令第27条関係）
- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感

染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法施行規則(改正省令第85条関係)

○大麻取締法施行規則(令和元年厚生労働省・農林水産省令第1号)

2. 改正省令等の附則の概要

- 改正省令等の施行の際、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこととしたこと
- 改正省令等の施行の際、現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと

以上

【資料】

(別紙1) 元号の表記の整理のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 (令和元年厚生労働省令第1号)

(別紙2) 大麻取締法施行規則の一部を改正する省令 (令和元年厚生労働省・農林水産省令第1号)

(別紙3) 改正後の様式 (医薬・生活衛生局関連の様式)